

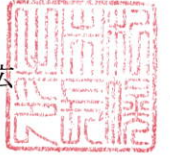


札幌市告示第 2876 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

平成 30 年 5 月 28 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局総務部道路認定課用地管理係（電話 011-211-2457）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その 1）

イ 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その 2）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 1 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

アの業務については中央区、南区、西区及び手稲区内の全 746 箇所

イの業務については北区、東区、白石区、厚別区、豊平区及び清田区内の全 674 箇所

(5) 入札方法

上記 2 (1) の件名ごとにそれぞれ総価で行う。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「測量業」の A 又は B の等級に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全なものでないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿における本店所在地が札幌市内として登録されていること。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記 1 の場所において交付する。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記 1 に同じ。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加申請書
- イ 添付書類（本役務の提供が可能であることを証明する書類）
上記 3 に掲げる条件に係る証明書等

(2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所

平成 30 年 6 月 18 日（月）16 時まで上記 1 の場所へ提出すること。

(3) 入札参加資格審査結果通知書の通知

上記 5 (1) に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を平成 30 年 6 月 22 日（金）に通知する。

6 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時及び場所 上記 2 (1) の件名ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

- ア 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その 1）

平成 30 年 6 月 29 日（金）10 時 00 分

- イ 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その 2）

平成 30 年 6 月 29 日（金）10 時 15 分

場所は、いずれも札幌市役所本庁舎 14 階 3 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

(2) 入札書の提出方法

上記(1)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

7 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに

代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は本告示に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を平成30年6月18日(月)16時までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 最低制限価格の設定

無

(7) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。